

平成 23 年度政策評価事前分析表

政策 : 消費者政策の推進

	(担当課)	(ページ数)
施策名 : (1) 消費者政策の調整	消費者政策課	1
(2) 基本的な消費者政策の企画・立案・推進	消費者政策課	6
(3) 消費者事故等の情報の集約・分析・対応	消費者政策課	9
(4) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	1 3
(5) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課	1 8
(6) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費生活情報課	2 1
(7) 物価対策の推進	消費生活情報課	2 6
(8) 地方消費者行政の推進	地方協力課	2 9
(9) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	3 5
(10) 消費者取引対策の推進	取引対策課	4 0
(11) 消費者表示対策の推進	表示対策課	4 4
(12) 食品表示対策の推進	食品表示課	4 7
(参考) 消費者政策の推進に関する東日本大震災への対応	総務課	5 1

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-1)

施策名	消費者政策の調整	担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	消費者政策課長 黒田 岳士
政策体系上の位置付け	(政策分野) 消費者政策 (政策) 消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	<p>消費者政策担当課長会議などの既存の枠組みの活用や、具体的な事案に応じた関係省庁・機関の会議の設置により、情報共有や機動的な対応を促進する。消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。消費者の立場に立った政策を推進する。</p>				
達成すべき目標	<p>消費者庁が司令塔としての機能を十分に発揮し、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図ることにより、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。</p>				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	<p>○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。) 施策番号 7, 9, 21, 23, 43, 46, 53, 60, 61, 137, 153-2, 171</p>				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-1)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	消費者基本計画 施策番号7番 リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	効果的にリコール情報を周知するシステムの構築に向けた研究開発への取組み	-	-	効果的にリコール情報を周知するシステムを構築。	リコール情報の収集件数、アクセス件数、メール配信サービス登録数などの運用実績、利用実績をもとにサイトの一層の普及周知を図り、さらに消費者により活用されるシステムを目指すための検討を行う。	平成22年度政策評価書にも記載。	
2	消費者基本計画 施策番号9番 子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。	「子どもを事故から守る！プロジェクト」の継続的な実施	-	・「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトを開設(9月以降)し、情報提供を実施。 ・メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」を毎週一回配信(9月以降)。	・「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトのコンテンツ充実のための調査及びシンポジウムの実施。 ・キッズデザイン賞の「消費者担当大臣賞」創設。 ・メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」を毎週一回配信。	引き続き、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。	平成22年度政策評価書にも記載。	
3	消費者基本計画 施策番号21番 関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。	「食品と放射能」の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施	-	・食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報を消費者庁のホームページで発信。	・消費者庁が主催するシンポジウム形式のリスクコミュニケーション ・地方自治体、消費者団体等と消費者庁が共催するリスクコミュニケーション ・地方自治体・消費者団体等が開催する講演会等への講師紹介・派遣等に積極的に取り組む。 また、引き続き、「食品と放射能Q&A」の配布等、食品と放射能の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施する。	平成22年度政策評価書にも記載。		
4	消費者基本計画 施策番号23番 リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。	関係省庁の連携の下での検討	-	未検討	関係省庁の連携の下で検討する。	平成22年度政策評価書にも記載。		
5	消費者基本計画 施策番号43番 特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。	法令の執行及び公表の状況を調査	-	内閣府消費者委員会ヒアリングにおいて報告・公表(11月)。	引き続き、関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。	平成22年度政策評価書にも記載。		

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-1)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
6	消費者基本計画 施策番号46番 改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施及び「借り手の目線に立った10の方策」の推進	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に参加(13回)、「借り手の目線に立った10の方策」がとりまとめられた(4月)。	「借り手の目線に立った10の方策」等に基づき、金融庁等とともに「あなたは大丈夫?キャンペーン」(平成22年5月1日～平成23年6月30日)を実施し、①全国の消費生活センターに金融庁作成のQ&Aの送付(22年5月)②キャンペーン期間中に寄せられた多重債務相談の集計(22年5月～)③新橋駅前における街頭啓発活動の実施(22年6月)④「ストップ!クレジットカード現金化」キャンペーン(22年12月～)等を実施。 ・改正貸金業法フォローアップチームに参加(4回)、関係機関と情報共有。	引き続き、「多重債務問題改善プログラム」及び「借り手の目線に立った10の方策」等に基づき、重層的な取組みを推進する。				平成22年度政策評価書にも記載。
7	消費者基本計画 施策番号53番 賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。	(法案審議中のため指標設定不可)	-	-	法案の成立・施行後、家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図る。 (本法案は、平成23年12月9日に閉会した第179回国会において廃案となった。)			-	
8	消費者基本計画 施策番号60番 未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	注意喚起・普及啓発・情報提供の強化	「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、詐欺的商法による消費者被害の発生・拡大の防止を図るために緊急に取り組むべき総合的な対応策を取りまとめた。	事業者の名寄せ等の情報集約・共有、社名公表を伴う消費者への注意喚起、消費者月間や政府広報を通じた普及啓発等、「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」とりまとめに盛り込まれた施策を積極的に実施。	引き続き、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を実施する。			平成22年度政策評価書にも記載。	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-1)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
9	消費者基本計画 施策番号61番 いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。	マルチ取引への対応策の検討	-	過去の事例を情報収集し、対応策の検討に着手(具体策を得るにはさらなる検討が必要)。	相談実態を引き続き確認しつつ、海外におけるマルチ商法に対する規制の状況等について情報収集を実施。	情報収集結果を踏まえ、引き続き検討する。	平成22年度政策評価書にも記載。	
10	消費者基本計画 施策番号137番 消費者政策担当課長会議等について、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から機動的に開催します。	各種関係課長会議の開催等の開催を通じた密接な連絡・情報交換	・消費者政策担当課長会議:2回 この他、特定事項に関し次のとおり会議を開催。 ・エコノ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議:1回 ・トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議:3回 ・新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム:2回	・消費者政策担当課長会議:1回 ・パワーウィンドによる挟込み事故検討会:3回 (個別事案に応じて関係省庁が集中的に議論する場を設けることに重点を置き、その他特定事項について関係省庁との連絡会議を随時開催。)	引き続き、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。	平成22年度政策評価書にも記載。		
11	消費者基本計画 施策番号153-2番 インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営	「インターネット消費者取引研究会」の取りまとめに盛り込まれた重点事項を着実に実施	-	・「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」を取りまとめ、公表(3月)。 ・翌年度以降の新たな取組方針を設定。	①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備を開始。 ③広告表示に対するネット上の監視活動の強化を継続的に実施。 ④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築に着手。 ⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」の運営を開始。	引き続き、左記重点事項を着実に実施する。	平成22年度政策評価書にも記載。	
12	消費者基本計画 施策番号171番 越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。	越境電子商取引トラブルの解決手法の検討	-	「越境取引における消費者トラブルの解決に向けた国際的取組に関する調査」を実施、海外における相談体制野の状況を把握(9月以降)。	越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築に着手。	引き続き、左記取組を実施する。	平成22年度政策評価書にも記載。	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-1)

達成手段	事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
			21年度*	22年度	23年度				
達成手段	①	消費者事故等初動対応 (平成22年度)	-	- (4,368千円)	91,594千円	10等	消費者事故等のうち既存の法令や規制体系においては直ちに対処することが困難なケースについて、当該商品・サービスの国内外の取引実態や規制状況を調査し、有識者検討会の助言も踏まえ、政府対応方針を検討する。	複数の個別事案について、政府として講ずるべき措置を検討し、効果的な事案の解決を図る。	左記事業の実施によって関係省庁が十分に着手していない分野について積極的に取り組むことで、消費者庁が消費者行政の司令塔として一層活躍していくことに資する。
	②	子どもの不慮の事故防止 (平成22年度)	-	- (5,421千円)	23,903千円	2	子どもの不慮の事故防止に関する情報を、省庁等の枠にとらわれず、効果的に、その情報を必要とする保護者・関係者に届ける。具体的には、保護者へのより効果的な注意喚起の方法等に係る調査等を行う。	「子どもを事故から守る！プロジェクト」ホームページコンテンツの改善・拡充、情報配信の質的な向上を図る。	左記事業の実施によって関係省庁が十分に着手していない分野について積極的に取り組むことで、消費者庁が消費者行政の司令塔として一層活躍していくことに資する。
	③	インターネット取引調査 (平成22年度)	-	- (13,265千円)	33,153千円	11・ 12	インターネット消費者取引について、消費者トラブルの未然防止や迅速な解決を図るために、インターネットを活用した越境取引にかかる国際連携の在り方に係る調査研究や、インターネット消費者取引に関する有効な情報提供を行う。	・越境取引の実態調査 ・各国相談窓口間の連携実証 ・問題解決優良事例の発掘・調査	左記事業の実施によって関係省庁が十分に着手していない分野について積極的に取り組むことで、消費者庁が消費者行政の司令塔として一層活躍していくことに資する。
	④	リコール情報等一元化 (平成23年度)	-	-	75,222千円	1	消費者の安全・安心を確保するため、行政がリコール情報の一元化を図り、消費者にその情報を届ける仕組みを整備することにより、リコール製品の回収率向上を図り、消費者被害を防ぐ。具体的には、複数機関にわたって提供されているリコール情報を一元化した「リコール情報一元化サイト」を創設するとともに、消費者に分かりやすく情報を届ける情報伝達機能を付加したシステムを構築する。	「リコール情報一元化サイト」の創設。	左記事業の実施によって関係省庁が十分に着手していない分野について積極的に取り組むことで、消費者庁が消費者行政の司令塔として一層活躍していくことに資する。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (2))

施策名	基本的な消費者政策の企画・立案・推進	担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	消費者政策課長 黒田 岳士
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5カ年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。				
達成すべき目標	「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うことにより、刻々と変わる消費者を取り巻く環境に柔軟に対応するように施策を毎年度反映させていくことで、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者基本法第9条 ○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。)総論第3、施策番号 108, 136, 168, 169, 170 				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-2)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由		
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度		26年度	
1	消費者基本計画 総論 第3 毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行います。検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについては閣議決定を行い公表することによって、翌年度の施策に確実に反映させます。	・「消費者基本計画」の検証・評価の結果及び同計画の見直しの閣議決定 ・検証・評価を行うに際しての消費者等の意見の反映	—	—	・平成23年7月8日に、平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果と、見直しを行った「消費者基本計画」について閣議決定。 ・検証・評価を行うに当たって、一般からの意見募集を実施(5月25日～6月7日)。	—	—	—	毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について検証・評価・監視を行い、検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。	閣議決定を行い公表することで、翌年度の施策への反映が担保される。
2	消費者基本計画 施策番号108番 審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	生活者・消費者を代表する委員の選任の促進	3月末の各府省庁等の現況を把握。	・関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう依頼。 ・3月末の各府省庁等の現況を把握。	—	—	—	引き続き、関係府省庁における審議会委員の選任状況を把握し、関係府省庁の取組のフォローアップを行う。	平成22年度政策評価書にも記載。	
3	消費者基本計画 施策番号136番 労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。	関係機関への依頼、消費生活相談窓口の周知	—	・厚生労働省に対し、労働者等からの相談を受け付ける窓口における「消費者ホットライン」の周知等を文書で依頼。	—	—	—	引き続き、消費生活相談窓口の周知について働き掛ける。	平成22年度政策評価書にも記載。	
4	消費者基本計画 施策番号168番 OECD消費者政策委員会(COP)において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。	CCP関連会議への参加(CCP本会合等)	3回参加	6回参加	—	—	—	引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。	平成22年度政策評価書にも記載。	
5	消費者基本計画 施策番号169番 地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。	政策対話・協議及び消費者政策に関するフォーラムへの出席	—	2回出席 (日中韓消費者政策協議会等)	—	—	—	引き続き、日中韓等の地域間・二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。	平成22年度政策評価書にも記載。	
		各国からの照会・ヒアリング等への対応	7カ国に対応	5カ国に対応	—	—	—	引き続き、日中韓等の地域間・二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。	平成22年度政策評価書にも記載。	
6	消費者基本計画 施策番号170番 「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。	ICPEN関連会議への参加	本会合に参加(1回)	本会合に参加(1回)	—	—	—	引き続き、ICPEN等関連会議への参加を通じて法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。関係国執行機関との間で情報共有(「eConsumer.gov 日本語サイト」の充実化)を進める。	平成22年度政策評価書にも記載。	
		ICPEN関連プロジェクトへの参加	「インターネット点検キャンペーン」、「詐欺防止月間」プロジェクトに参加	「インターネット点検キャンペーン」、「詐欺防止月間」プロジェクトに参加	—	—	—	引き続き、ICPEN等関連会議への参加を通じて法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。関係国執行機関との間で情報共有(「eConsumer.gov 日本語サイト」の充実化)を進める。	平成22年度政策評価書にも記載。	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (2))

達成手段	事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
			21年度*	22年度	23年度				
達成手段	①	消費者基本計画の作成等のための経費 (平成22年度)	18,037千円 (4,479千円)	24,274千円 (10,855千円)	7,891千円	1	検証・評価のプロセスの透明性を確保し、関係者・関係団体等の意見を施策に反映させるため、「消費者基本計画」の検証・評価の結果の報告書及び改訂された「消費者基本計画」の報告書を作成する。 また、消費者問題の動向に関する情報収集・分析を行い、消費者への必要な情報提供の一環として、冊子「ハンドブック消費者」を作成する。	・「消費者基本計画」の検証・評価の結果の報告書及び改訂された消費者基本計画の報告書を作成・配布。 ・「ハンドブック消費者」の作成。	左記事業を含む消費者政策の大綱となる「消費者基本計画」の作成により、消費者政策の計画的・一体的な推進に資する。
	②	経済協力開発機構(OECD)拠出金 (平成21年度)	28,958千円 (28,958千円)	26,130千円 (26,130千円)	23,400千円	4	各国の消費者行政に重要な指針を与えるOECDの会合に対して資金の任意拠出を行いながら、緊密な多国間協力関係の構築に努め、各プロジェクトの作業に積極的に協力する。	引き続き、OECDに資金拠出を行いながら、各国消費者政策の促進については国際的な連携・調和に資するよう、各プロジェクト作業に積極的に協力。	左記事業の実施により、同会合での我が国の主導力の強化、国際的なルール策定における意見の反映を図ることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等に資する。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-3)

施策名	消費者事故等の情報の集約・分析・対応	担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	消費者政策課長 黒田 岳士
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策(政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	<p>消費者安全法に基づき、消費者庁に集約された情報を的確に分析し、取りまとめ結果を公表する。 情報を的確に分析するため、有識者や独立行政法人国民生活センターとの情報共有、意見交換を実施する。 集約・分析した消費者事故等に関する情報を庁内及び関係行政機関、地方公共団体等と共有し、適切に消費者に対して提供する。 財産分野の消費者事故等について、消費者被害の発生または拡大の防止を図るため、消費者安全法に基づく注意喚起などの対応を随時行う。</p>				
達成すべき目標	<p>消費者被害の発生又は拡大の防止を図ることにより、消費者が安心して消費を行なえる市場を構築し、それによって良質な事業・雇用を創出し、ひいては日本経済の再生を目指す。</p>				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	<p>○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。)施策番号 5, 6, 44-2</p>				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-3)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	消費者基本計画 施策番号5番 高齢者被害、出資トラブルなどこれからの日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。	財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法についての検討	財産被害に係る消費者事故等の有識者による「情報検討ネットワーク」を構築し、検討会を4回開催。	・「情報検討ネットワーク」検討会の開催(1回)に加え、電子掲示板を通じた情報・意見交換を実施。 ・庁内で「財産事案情報検討会」を開催し、事故情報の効率的な分析のための手法を検討。 ・分析技術の向上のため、テキストマイニング等の導入を検討(平成23年1月以降)。	引き続き、有識者による「情報検討ネットワーク」を通じた情報・意見交換等により検討を行う。			平成22年度政策評価書にも記載。
		消費者安全法第13条に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ(国会報告)	—	6月及び翌年2月に公表				平成22年度政策評価書にも記載。
		財産分野の消費者事故情報等及び消費者及び関係行政機関への適切な情報提供	・「消費者情報ダイヤル」に寄せられた相談事例を15回公表。 ・音楽情報サイトに関する注意喚起等、7件の注意喚起を実施。 ・「消費者情報ダイヤル」や消費者安全法第12条第2項に基づいて寄せられた消費者事故等情報を、適宜関係行政機関へ提供。	・「もうけ話に注意」と題したウェブページを立ち上げ、保証人紹介ビジネスや情報商材等、8件の消費者トラブルについて注意喚起を実施。 ・消費者情報課で受け付けた情報や消費者安全法第12条第2項に基づいて寄せられた消費者事故等情報を、適宜関係行政機関へ提供。	引き続き、適時適切に報告を行う。また、状況に応じた特定テーマを設定し、消費者への情報提供に努める。また、状況に応じた特定テーマを設定して、消費者への情報提供に努める。			平成22年度政策評価書にも記載。
		消費者安全法第15条第1項に基づく注意喚起	—	(1件実施)	引き続き、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や情報提供を適時適切に行う。			平成22年度政策評価書にも記載。
		震災に便乗した悪質商法や詐欺への注意喚起	—	—	震災に便乗した悪質商法や詐欺等の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起を適時適切に行う。			震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。
		被災地域から寄せられた相談の概況をホームページで発信	—	—	被災地域から寄せられた相談の概況をとりまとめ、ホームページを通じて消費者への情報提供に努める。			震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-3)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
2	消費者基本計画 施策番号6番 PIO-NET等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。	消費者安全法第13条に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ(国会報告)	-	6月及び翌年2月に公表	引き続き、適時適切に報告を行う。			平成22年度政策評価書にも記載。	
		消費者安全法に基づかない注意喚起・関係行政機関への情報提供等	個別の事案について、消費者庁HP上で、随時情報提供を実施し、注意を呼びかけ。	個別の事案について、消費者庁HP上で、随時情報提供を実施し、注意を呼びかけ。	引き続き、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や情報提供を適時に行う。			平成22年度政策評価書にも記載。	
		消費者安全法第15条第1項に基づく注意喚起	-	(1件実施)				平成22年度政策評価書にも記載。	
		震災に便乗した悪質商法や詐欺への注意喚起	-	-	震災に便乗した悪質商法や詐欺等の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起を適時適切に行う。			震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。	
		被災地域から寄せられた相談の概況をホームページで発信	-	-	被災地域から寄せられた相談の概況をとりまとめ、ホームページを通じて消費者への情報提供に努める。			震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。	
3	消費者基本計画 施策番号44-2番 ① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	被害実態の把握及び消費者への注意喚起を早急を実施(平成23年度)	-	-	平成23年度中できる限り早期に措置を行う。	-	「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)		

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-3)

達成手段	事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
			21年度*	22年度	23年度				
達成手段	①	財産分野の情報の調査・分析 (平成22年度)	40,827千円 (861千円)	7,237千円 (889千円)	9,902千円	1 ・ 2	財産被害に係る消費者事故等について、消費生活相談員等を構成員とした情報検討ネットワークによる会議を地域ブロック別に開催するとともに、電子掲示板を通して適宜情報交換等を行う。	情報検討ネットワークによる会議等を通じた情報交換等の実施。	左記事業の実施により、財産分野の消費者事故等の情報に関する適切な分析及び情報提供のあり方について検討が深まることから、施策の推進に資する。
	②	消費者情報の分析・発信 (平成22年度)	38,699千円 (7,588千円)	143,315千円 (55,539千円)	70,273千円	1 ・ 2	・消費者安全法第12条第2項に基づき通知された消費者事故等に関する情報を分析し、取りまとめた結果を関係機関に提供するとともに、消費者委員会及び国会へ報告する。 ・財産分野における重大事故等のあり方に関して、地方消費者行政担当者や現場の消費生活センター相談員等との意見交換を行う。	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」の公表。	左記事業の実施により、消費者事故等の情報に関する適切な分析及び情報提供のあり方について検討が深まることから、施策の推進に資する。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-4)

施策名	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	消費者制度課長 堀井 奈津子
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	<p>1. 集団的消費者被害救済制度の検討 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、必要な措置を講じる。</p> <p>2. 財産分野における「重大事故等」の範囲の検討 消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じる。</p> <p>3. 適格消費者団体の認定、監督、支援 ①適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じる。 ②地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、情報面での支援等を実施する。 ③消費者団体訴訟制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行う。</p> <p>4. 消費者契約法の運用・見直し ①消費者契約法に関し、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の議論と連携して検討する。 ②消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について検討する。</p> <p>5. 公益通報者保護法の推進 公益通報者保護法について、法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。</p>				
達成すべき目標	<p>1. 集団的消費者被害救済制度の検討 集団的消費者被害救済のための新たな訴訟制度について、平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成24年常会への法案提出を目指して検討を行う。 消費者の財産被害に係る行政手法について、平成23年夏を目途に庁内検討チームにおける検討結果の取りまとめを行い、その結果を踏まえ、各論点に応じた専門性を有する有識者等からなる研究会を開催し、具体的な制度設計のための検討を行う。</p> <p>2. 財産分野における「重大事故等」の範囲の検討 財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて検討を行い、平成24年9月までに必要な措置を講じる。</p> <p>3. 適格消費者団体の認定、監督、支援 ①適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。また、適格消費者団体における認定NPO法人制度に関する理解を深め、同団体における認定申請を促す。 ②③ PIO-NET端末の設置について、利用可能となるよう具体化を進めるとともに、消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。</p> <p>4. 消費者契約法の運用・見直し ①②消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析を行うとともに、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。</p> <p>5. 公益通報者保護法の推進 説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。 公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告(平成23年2月)や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」(平成23年3月)等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>上記1.～5. のとおり、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち、消費生活に関する制度等を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資する。</p>				
施策に関係する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」				
	○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。) 施策番号 35, 42, 109, 110, 127, 128, 130				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-4)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	消費者基本計画 施策番号35番 消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。	施策番号110参照 (施策番号35番については、財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成24年9月までに必要な措置を講じることとされている。)						
2	消費者基本計画 施策番号42番 消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。	消費者契約に関する裁判例の収集・分析 紛争解決機関又は有識者等へのヒアリングの回数	— —	— 5回	消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析を行うとともに、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。			裁判例、相談事例の収集分析が、検討に資すると考えられるため。
3	消費者基本計画 施策番号109番 消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	消費者がアクセスしやすい公益通報者保護制度相談ダイヤルの運営 消費者がアクセスしやすい個人情報保護質問ダイヤルの運営	一ヶ月当たりの受付件数 約63.5件 一ヶ月当たりの受付件数 274件	一ヶ月当たりの受付件数 約93.8件 一ヶ月当たりの受付件数 305件	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施する。			受付件数が、消費者のアクセスのしやすさの状況の目安となると考えられるため。 (ただし、受付件数は、法・制度の周知・啓発等による減少することもあり得る。)
4	消費者基本計画 施策番号110番 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	「集団的消費者被害救済制度専門調査会」及び消費者委員会への出席及び資料等の提供回数 「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」開催回数 「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催回数	— — —	9回 5回 —	集団的消費者被害救済のための新たな訴訟制度について、平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成24年常会への法案提出を目指して検討を行う。 平成23年夏を目途に庁内検討チームにおける検討結果の取りまとめを行う。 上記検討結果を踏まえ、各論点に応じた専門性を有する有識者等からなる研究会を開催し、具体的な制度設計のための検討を行う。			検討の進捗状況の目安となると考えられるため。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-4)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由	
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
5	消費者基本計画 施策番号127番 適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	適格消費者団体との意見交換回数	—	9回	適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。				適格消費者団体との意見交換を行うことが検討に資すると考えられるため。	
		認定NPO法人の認定を受けた適格消費者団体数	—	1団体	適格消費者団体における認定NPO法人制度に関する理解を深め、同団体における認定申請を促す。				認定NPO法人の認定を受けることにより、税額控除等を受けることができ、差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保に繋がるため。	
6	消費者基本計画 施策番号128番 地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、PIO- NET端末の設置に向けて検討を進めることや、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。 また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。	判決等の公表件数	6件	6件	消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。				「判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施」することとされているため。	
		消費者団体訴訟制度意見交換ミーティングの開催状況	—	3箇所						
		適格消費者団体に対する調査・事情聴取の実施状況	8件	9件					調査・事情聴取を行うことは、認定及び監督を適正に行うことに資するため。	
		申請を受けてから認定までに要した期間	90日 (認定1件)	約70日 (認定1件及び認定の有効期間の更新5件の平均)						「消費者契約法に基づく内閣総理大臣の処分に係る標準処理期間」(60日から90日)を定めているため。
		PIO- NET端末の設置についての検討状況	—	—						

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-4)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
7	消費者基本計画 施策番号130番 公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を行います。	公益通報者保護法説明会の回数・参加者数・満足度	・回数:5回 ・参加者数:635名 ・「有益であった」と回答した出席者の割合:83.8%	・回数:5回 ・参加者数:566名 ・「有益であった」と回答した出席者の割合:91.3%	説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。			周知・啓発、公益通報窓口の整備等の状況の目安となると考えられるため。
		行政機関向け公益通報研修会の回数・参加者数・満足度	・回数:1回 ・参加者数:115名 ・「有意義であった」と回答した出席者の割合:88.0%	・回数:5回 ・参加者数:426名 ・「有意義であった」と回答した出席者の割合:90.0%				
		行政機関における通報・相談窓口の設置率	・府省庁:100% ・都道府県:100% ・市区町村:40.1%	・府省庁:100% ・都道府県:100% ・市区町村:44.7%				
		消費者委員会報告等を踏まえた対応	-	「公益通報者保護専門調査会」報告を踏まえ、「国の行政機関の通報処理ガイドライン(外部の労働者からの通報)」を改定(平成23年3月)。	公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告(平成23年2月)や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」(平成23年3月)等を踏まえ、必要な措置を講じる。		消費者委員会意見・公益通報者保護専門調査会報告において、「政府に求められる事項」として対応を求められているため。	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-4)

達成手段	事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
			21年度*	22年度					
	①	被害者救済制度の検討のための経費 (平成22年度)	-	15,043千円 (15,391千円)	11,910千円	1・4	財産分野における「重大事故等」の範囲の検討については、消費者基本計画において、「平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得る」こととされたことに伴い、行政法の学者等の有識者から構成する研究会を開催し、経済的不利益賦課制度の設計の詳細について検討を行う。併せて、保全制度についても制度設計上の課題や保全の方法等について詳細な分析・検討を行う。 また、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項において、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度を検討する旨定められているため、経済的不利益賦課制度の研究を進める必要がある。制度の運用の参考となるように、関連する制度の執行状況及び執務体制の詳細について調査を実施し、新たな制度の効果的・効率的な運用に資するよう具体的な問題点の洗い出しや事例等に基づく検討を実施する。	行政法の学者等の有識者から構成する研究会を開催し、経済的不利益賦課制度の設計の詳細について検討を行うとともに、保全制度についても制度設計上の課題や保全の方法等について詳細な分析・検討を行う。 また、制度の運用の参考となるように、関連する制度の執行状況及び執務体制の詳細について調査を実施し、新たな制度の効果的・効率的な運用に資するよう具体的な問題点の洗い出しや事例等に基づく検討を実施する。	有識者から構成する研究会の開催すること、関連する制度の執行状況及び執務体制の詳細について調査することにより、具体的な制度設計の検討に資する。
	②	適格消費者団体の認定・監督、支援のための経費 (平成22年度)	-	29,078千円 (11,581千円)	19,431千円	5・6	適格消費者団体の差止請求関係業務が適正に行われることを確保するため、定例調査を行う。また、適格消費者団体と消費者庁の連絡協議会を設け、差止請求に連携・協力を図るほか、制度の問題点等について協議を行う。 消費者団体訴訟制度の円滑な運用を図るため、適格消費者団体数の増加や、最新の差止請求の成果を踏まえた広報・啓発資料の改訂を行うとともに、一般国民、事業者参加型の広報事業を行う。	適格消費者団体の差止請求関係業務が適正に行われることを確保するため、定例調査を行う。また、適格消費者団体と消費者庁の連絡協議会を設け、差止請求に連携・協力を図るほか、制度の問題点等について協議を行う。 消費者団体訴訟制度の円滑な運用を図るため、適格消費者団体数の増加や、最新の差止請求の成果を踏まえた広報・啓発資料の改訂を行うとともに、一般国民、事業者参加型の広報事業を行う。	定例調査等の実施により、適格消費団体の差止請求関係業務が適正に行われることを確保する。一般国民、事業者参加型の広報事業を行い、制度の周知・啓発を図る。
	③	消費者契約法運用等のための経費 (平成22年度)	-	6,468千円 (4,109千円)	23,227千円	2	消費者基本計画の具体的施策に基づき、民法改正の動きに伴う消費者契約法改正の検討のため、既存の検索システムでは網羅しきれない分野も含めて幅広い調査を行う。従来、弁護士事務所への個別照会や新聞報道等しか得られなかった消費者契約法判例の情報を一元化し、必要な裁判例の把握を容易にする。	民法改正の動きに伴う消費者契約法改正の検討のため、幅広い調査を行い、消費者契約法判例の情報を一元化し、必要な裁判例の把握を容易にする。	消費者契約法裁判例の把握により、民法改正の議論と連携した消費者契約法の在り方の検討に資する。
	④	公益通報者保護制度の周知・啓発及び通報・相談体制の整備促進 (平成22年度)	-	10,476千円 (5,351千円)	12,032千円	7	公益通報者保護制度の見直しに係る検討結果等を踏まえながら、公益通報者保護制度に関して、事業者や行政機関、労働者等の理解を深めるため、広報資料の作成や研修会・説明会の開催を行う。	事業者や行政機関、労働者等の理解を深めるため、広報資料の作成や研修会・説明会の開催を行う。	広報資料の作成や研修会・説明会の開催により、周知啓発を図るとともに、公益通報窓口の整備等の促進を図る。
	⑤	公益通報者保護制度の運用に関する情報収集・調査研究 (平成22年度)	-	14,727千円 (7,088千円)	9,744千円	7	制度のより円滑かつ実効性のある運用の在り方を検討するため、制度の普及のための具体的方策等に関し、施行状況調査等を実施し、情報収集を行う。	制度の普及のための具体的方策等に関し、施行状況調査等を実施し、情報収集を行う。	公益通報者保護法の周知・啓発や公益通報窓口の整備促進等の検討・実施に資するとともに、消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」(平成23年3月)等を踏まえた取り組みに資する。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-5)

施策名	個人情報保護に関する施策の推進	担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	消費者制度課長 堀井 奈津子
政策体系上の位置付け	(政策分野) 消費者政策 (政策) 消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の円滑な施行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。				
達成すべき目標	「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更)に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図るとともに、内閣府消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その結果を踏まえ検討を行うなど、個人情報保護に関する施策を推進することにより、個人の権利利益を保護し、国民が安心してICT(情報通信技術)の利便を享受できる社会の実現に資する。				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定) 施策番号 165、166				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-5)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	消費者基本計画 施策番号165番 「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。	開催場所数	13か所	13か所	引き続き、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。			法制度の周知徹底等の目安となると考えられるため。
		参加者数	約3,300人	約3,100人				
		肯定的評価の割合	87%	90%				
2	消費者基本計画 施策番号166番 個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。	「個人情報保護専門調査会」及び消費者委員会において個人情報保護法に関連する議題が取り上げられた回数	1回	5回	消費者委員会で行われる個人情報保護法見直しの検討に協力し、その審議の結果を踏まえ検討する。		消費者委員会における検討への協力の目安となると考えられるため。	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-5)

事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
		21年度*	22年度	23年度				
①	法律及び制度の内容等に関する情報提供及び啓発経費 (平成22年度)	-	25,709千円 (10,179千円)	8,314千円	1	個人情報の保護を実効的なものとするため、インターネットの活用、説明会の実施、パンフレット等多様な媒体を用いて個人情報の取扱いについてきめ細かく周知し、国民の間に存在する不安を解消し、いわゆる「過剰反応」の解消を図る。	全国13会場において説明会を実施し、また、ポスター、パンフレット等を作成・配布し、個人情報の取扱いについてきめ細かく周知を行う。	法律及び制度の内容等に関する情報提供及び啓発を実施することにより、国民の間に存在する不安を解消し、いわゆる「過剰反応」の解消を図る。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (6))

施策名	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	担当部局名	消費生活情報課	作成責任者名	消費生活情報課長 長谷川 秀司
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	<p>○教育 これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立するための「消費者教育推進会議」を開催し、8月までに課題等の中間整理を取りまとめ、年度内をめぐり中間整理で示した課題の中から更にテーマを絞り込み、具体的な施策提言を行う。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報件数等の拡充を行う。 消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを目的とし、消費者に対して、必要とされる消費者教育ツールを届け消費者教育を効果的・効率的に行うために、年度内をめぐり新学習指導要領の内容を踏まえた高校生向けの消費者教育用副教材を作成し、中学校における効果的な消費者教育の教育手法と効果測定手法についての検討を行う。</p> <p>○普及啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会づくりに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方自治体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者、および周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 子どもの不慮の事故の減少への寄与を図るため、子どもの事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>				
達成すべき目標	<p>○教育 消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、家庭、地域、職場その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じることにより、消費者の自立を支援する。</p> <p>○普及啓発 消費者団体等との適切な連携の下、消費者問題に関する普及啓発活動を総合的に推進し、消費者の自立を支援する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止や子どもの不慮の事故防止等を図るための施策を推進し、高齢・障害消費者の消費者トラブルの防止及び子どもの不慮の事故の減少への寄与を図る。</p>				
施策に関係する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。) 施策番号 5、9、87、88、89、90、91、94、96、97、105、129、135				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-(6))

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由		
				21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度		26年度	
1	消費者基本計画 施策番号5番 高齢者被害、出資トラブルなどこれからの日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。	メールマガジン「見守り新鮮情報」配信(国民生活センターにて実施される事業)	回数	25回	26回					引き続き、国民生活センターから、高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジンを発行する。	高齢者被害をテーマとした情報提供について有効な情報を得られることから。
2	消費者基本計画 施策番号9番 子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。	メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」	配信回数	-	(9月以降) 28回					引き続き、子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を配信する。	平成22年度政策評価表にも記載。
			登録者数	-	6222件 (3月31日時点)						
3	消費者基本計画 施策番号87番 消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者教育推進会議の開催	回数	-	・本会議1回 ・テーマ別会合2回	・本会議2回 ・テーマ別会合1回 ・分科会7回 ・座長会1回				引き続き、「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立する。	平成22年度政策評価書にも記載。
4	消費者基本計画 施策番号88番 関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。	ポータルサイト上の提供情報	新規件数	296件	150件	150件				引き続き、消費者教育に関する情報と意見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行っていく。	平成22年度政策評価書にも記載。
5	消費者基本計画 施策番号89番 消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。	先進的教育手法・効果測定等に関する調査学校	学校数	-	1校	5校				今後も継続して、消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行う。	平成22年度政策評価書にも記載。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (6))

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
				21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
6	消費者基本計画 施策番号90番 消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。	(文部科学省にて実施される事業)		引き続き、文部科学省主催の研究協議会に地方公共団体の消費者行政部局へ参加を呼びかけるなど文部科学省と密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進する。					—
7	消費者基本計画 施策番号91番 学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。	(文部科学省にて実施される事業)		引き続き、文部科学省が主催する有識者会議に参画をする等、文部科学省と密接に連携し、学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成する。					—
8	消費者基本計画 施策番号94番 新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	副教材の作成数	作成数、開催数	—	・外部専門家を委員とする「教材作成委員会」の開催:5回 ・副教材作成:3教材	・外部専門家を委員とする「教材作成委員会」の開催:6回 ・副教材作成:3教材	今後も、文部科学省と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、新学習指導要領の内容を反映した副教材を作成し、学校における消費者教育に対する支援を行う。		平成22年度政策評価書にも記載。
9	消費者基本計画 施策番号96番 それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等における消費者教育の推進を行います。	(前掲: 施策番号87、88)		消費者教育推進会議(前掲: 施策番号87)にて、社会(地域)における優良な消費者教育実践の普及のため、具体的対応策等の取りまとめを行う。また、消費者教育ポータルサイト(前掲: 施策番号88)にて、各省庁、地方公共団体等が作成した消費者教育教材や出前講座の紹介等、消費者教育に関する様々な情報の提供を行い、地域における消費者教育の推進を行う。					—
10	消費者基本計画 施策番号97番 教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	(前掲: 施策番号87)		関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議(前掲: 施策番号87)」において、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。					—

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (6))

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
				21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
11	消費者基本計画 施策番号105番 国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。	(内閣府にて実施される事業)		引き続き、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。					—
12	消費者基本計画 施策番号129番 消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。	消費者団体との意見交換会の開催	回数	1回	2回	引き続き、積極的に消費者団体等との意見交換の場を設け、継続的に要望・意見の聴取を行い、効率的な情報交換に取り組むとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討する。			平成22年度政策評価表にも記載。
		消費者団体が実施するシンポジウム等への出席	回数	—	33回				
13	消費者基本計画 施策番号135番 消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。	消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、公共職業安定所等の協力を得、本府省審議官級への昇任者を対象に、窓口業務を体験する研修を実施	回数	5回	5回	引き続き、国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を着実に実施する。また、研修の成果が、参加者以外の職員にも共有されるよう工夫していく。			平成22年度政策評価表にも記載。
			参加者数	97名	66名				
			「有益」と回答した参加者の割合	90.7%	92.4%				
			「満足」と回答した参加者の割合	92.8%	97.0%				

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (6))

事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関 連 指 標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
		21年度*	22年度					
①	消費者教育推進会議 (平成22年度)	-	0千円 (767千円)	1,559千円	3 ・ 9 ・ 10	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体等が連携して消費者教育を体系的に進める体制を確立し、多様な消費者教育を連携して体系的に進める体制を推進するための「消費者教育推進会議」の充実を図り、消費者教育を体系的・総合的に推進する。	・本会議:2回 ・テーマ別会合:1回 ・分科会:7回 ・座長会:1回	会議を開催することにより、消費者教育の体系的・総合的に推進するための検討、議論を行うことができる。
②	消費者教育ポータルサイトの活用 (平成21年度)	32,616千円 (6,056千円)	19,088千円 (4,966千円)	6,250千円	4 ・ 9	消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトに、先導的な実践事例を掲載するコーナーを新たに設置するほか必要なメンテナンスを行う。	・新規掲載情報数:150件	サイト内の提供情報により、消費者教育に関する情報と意見の共有化がより進められる。
③	消費者教育手法・効果測定の見直し (平成22年度)	-	15,374千円 (2,537千円)	14,239千円	7	消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを目的とし、消費者に対して、必要とされる消費者教育を効果的・効率的に行うために、新学習指導要領の内容を踏まえた学校における効果的な消費者教育の教育手法と効果測定手法についての検討を行う。	・調査学校数:5校	先進的な教育手法を実施している学校を抽出し調査することで、各学校の教育手法と効果を比較し、より効果的な手法を測定することができる。
④	消費者教育用副教材の作成 (平成22年度)	-	13,779千円 (16,922千円)	26,037千円	5	消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを目的とし、消費者に対して、必要とされる消費者教育ツールを届けるため、新学習指導要領の内容を踏まえた高校生向けの消費者教育用副教材を作成・配布する。	・外部専門家を委員とする「教材作成委員会」の開催:6回 ・副教材作成:3教材	外部専門家との委員会を開催することにより、消費者に必要とされる消費者教育ツールや新学習指導要領の内容を踏まえた副教材について検証や議論ができ、副教材作成に反映することができる。
⑤	消費者支援功労者表彰 (平成23年度)	-	-	1004千円	12	消費者への普及啓発活動をより効果的なものとするために、日ごろ連携する消費者団体や高齢者団体、障害者団体、地方公共団体における消費生活相談員を政府として表彰することで、団体相互の先駆的事例の周知を図るとともに、各団体のインセンティブを促進する。	消費者支援活動に関する優れた取組を広く普及させることにより、消費者支援活動の促進を図る。	消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又団体・グループに対して、その功績をたたえ表彰し、もって消費者利益の擁護及び増進を図る。
⑥	消費者月間 (平成23年度)	-	-	1159千円	12	消費者に対する普及啓発活動の一環として、毎年5月の消費者月間において、職員による事前のヒアリング調査等を踏まえ、消費者庁主催のシンポジウムを開催するとともに、地方自治体等主催事業にも協力することにより、全国の関連事業を通じた消費者への集中的な普及啓発を図る。	消費者月間において、消費者庁主催のシンポジウム等を開催するとともに、全国で開催される地方自治体等主催事業を活性化させ、消費者への集中的な普及啓発を図り、消費者被害の減少を図るとともに消費者が主役の社会づくりに向けた機運を高める。全国における関連事業開催を促進し、地方事業との連携を高める。	全国の消費者に対し、消費者問題に関する様々な知識・考え方を普及啓発する一方、行政・事業者・各種団体は、関連事業の実施を通じて消費者目線の醸成を図り、消費者が主役の社会づくりに向けた下地を作る。
⑦	高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会 (平成23年度)	-	-	1007千円	1	高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催する。	高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者及び障害者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築する。	協議会の構成員間で、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関する情報共有や様々なテーマによる意見交換を定期的に行うことにより、高齢・障害消費者への情報提供の改善・促進を図る。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (7))

施策名	物価対策の推進	担当部局名	消費生活情報課	作成責任者名	消費生活情報課長 長谷川 秀司
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	<p>各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、内外価格差など公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時においては、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。</p>				
達成すべき目標	<p>物価の安定に資する施策の推進により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を目指す。</p>				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	<p>○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。) 施策番号 67番</p>				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-7)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1	<p>消費者基本計画 施策番号67番</p> <p>各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や関係会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。</p>	<p>各省庁所管の公共料金等について、消費者庁・消費者委員会の関与のあり方を含めた仕組みの見直し検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>(参考) 関係省庁との調整件数</p>	<p>(参考) ○関係関係会議への付議件数:1件 ○関係省庁との協議件数:3件</p>	<p>平成23年3月14日開催の物価担当官会議において、各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱いを定めていた「物価担当官会議申合せ」を改正した(従来は値上げの場合に限って協議することとしていたが、公共料金等を新規に設定する場合も協議することとした)。</p> <p>(参考) ○関係関係会議への付議件数:1件 ○関係省庁との協議件数:5件</p>	<p>引き続き、消費者基本計画施策番号67番により、見直しを行った物価担当官会議申合せ(平成23年3月14日)に基づき、各省庁が所管する公共料金等について、消費者に与える影響を十分考慮して協議を行う。</p>				<p>消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)に基づく。</p>
2	<p>内外価格差など公共料金に関する調査及び消費者への情報提供</p>	<p>公共料金に関する調査</p>	<p>日本と他4カ国との間における12分野の公共料金の内外価格差調査の実施。</p>	<p>日本と他4カ国との間における9分野の公共料金の内外価格差調査の実施。</p>	<p>引き続き、内外価格差など公共料金に関する調査を行い、ウェブサイトを通じた消費者への情報提供を行う。</p>				<p>平成22年度政策評価書にも記載。</p>
		<p>ウェブサイトを通じた消費者への情報提供</p>	<p>「公共料金の窓」の運営。</p>	<p>「公共料金の窓」の運営。</p>					<p>平成22年度政策評価書にも記載。</p>

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-7)

達成手段	事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
			21年度*	22年度	23年度				
達成手段	①	生活関連物資等の価格動向・消費者意識に関する調査 (平成21年度)	7,060千円 (0円)	7,056千円 (0千円)	6,780千円	2	緊急時(生活関連物資等の価格が異常に上昇する恐れがある場合)に生活関連物資のうち特に消費者の関心が高い品目を対象に、消費者の価格への意識や、店頭販売価格の動向を定点観測し、複数の地方都市を含む全国各地で、小売店や代表的な消費者団体へヒアリング等を行い、経年変化などの分析を行う。 また、関係省庁との連携を図りながら、生活関連物資等の価格監視を行い、適切な物価安定対策を推進するための会議などを行う。	緊急時において、生活関連物資等の価格情報、消費者意識に関する情報を効率的に収集し、的確な物価安定対策の実施に寄与する。	緊急時における、生活関連物資等の価格情報、消費者意識に関する情報及び物価安定対策の実施について、消費者への情報提供を行う。
	②	公共料金の内外価格差に関する調査 (平成21年度)	5,147千円 (1,761千円)	5,101千円 (981千円)	4,968千円	2	国内外の公共料金制度や公共料金の内外価格差の実態を把握するとともに、国内外の公共料金の低廉化や多様化に向けた動きを確認する。	公共料金施策等の情報を効率的に収集し、消費者への情報提供を行う。	公共料金等の調査を実施し、収集した情報について、消費者への情報提供を行う。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (8))

施策名	地方消費者行政の推進	担当部局名	地方協力課	作成責任者名	地方協力課長 林 俊行
政策体系上の位置付け	(政策分野) 消費者政策 (政策) 消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	<p>平成23年度末までの「集中育成・強化期間」における、地方消費者行政の課題及び消費者庁としての取組・地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を、着実に推進していく。</p> <p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。更に、全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の実施を通じ、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>				
達成すべき目標	地方自治体と連携しながら、地方消費者行政の充実・強化を支援することにより、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図る。				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。) 施策番号1, 109, 111, 121, 122, 123, 124, 126, 129, 136 ○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定) ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定) 				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-8)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
				21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	消費者基本計画 施策番号1番 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。さらに、国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。	全国の消費生活センターからの意見の汲みあげ		-	・約400箇所の消費生活センターに対して要望調査を実施。 ・消費生活センターの職員に対し、ヒアリングを実施。	検討会を立ち上げ、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員など関係者からヒアリングを行う。	関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みとすべく、さらなるシステムの刷新について検討していく。また、行政機関等からの要望を踏まえ、PIO-NETを追加配備する。	-	検討の進捗状況の目安となると考えられるため。
2	消費者基本計画 施策番号109番 消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	消費者ホットラインの運営	利用件数	63,513件 (22年1月から開始)	232,475件	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。			運営状況の把握が体制整備の現状を示す目安となるため。
		「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況		-	-	地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に分野の専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。	震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。	
3	消費者基本計画 施策番号111番 多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による地方消費者行政としての取組に対する支援を行います。	「地方消費者行政活性化基金」を通じた専門家の活用		地方公共団体主催の会議出席など、機会を捉えて各地域での取組について周知を行った。		「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」などの活用例の紹介を通じ、地方公共団体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。		支援の現状を示す目安となるため。	
		消費生活相談員等を対象とした国民生活センターでの研修の実施		9回	17回	さらなる研修の充実をはかる。		回数をはじめ、その他、ニーズにあった形で研修の充実を図るため。	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-8)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
4	消費者基本計画 施策番号121番 「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費者相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効率的な活用策についても具体的な検討を行います。	消費者庁職員による「現場」との意見交換	84回	163回	全国10ブロックの各担当(1名)が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。			意見交換を行うことにより、施策の検討に資すると考えられるため。
		地方消費者行政活性化基金の見直し	-	・取崩し期限の1年延長とし、既存の消費生活相談員への報酬引き上げへの活用を可能とした。 ・説明会の開催などを通じた周知の徹底(8月以降)。	さらに「地方消費者行政活性化基金」の活用を働きかける。	-	施策の実施状況を示す指標となると考えられるため。	
		執行専門研修の開催	-	特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修の開催(6月、約100名参加)。結果、都道府県における執行力の強化を図ることができた。	更なる研修内容の充実を図る。	-	研修を開催することは、執行力の強化に繋がるため。	
		「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	-	-	・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に分野の専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。 ・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、(独)国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与を実施する。 ・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応(復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等)により、被災4県(福島・宮城・岩手・茨城)では基金の取崩し額に不足が見込まれるため、平成24年度予算において増額要求する。	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。	-	震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (8))

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由		
				21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度		26年度	
5	消費者基本計画 施策番号122番 「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行います。	地方消費者行政の充実・強化策の検討		-	消費者庁制度ワーキング・グループにて「地方消費者行政の充実・強化に向けた課題」を取りまとめ(1月)、大臣を本部長とする「地方消費者行政推進本部」へと報告し、「集中育成・強化期間」後の支援の在り方などについての課題を整理した。	別紙のとおり			-	施策の実施状況を示す指標であるため。	
6	消費者基本計画 施策番号123番 「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。	消費者ホットラインの運営	利用件数	63,513件 (22年1月から開始)	232,475件	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。					運営状況の把握が体制整備の現状を示す目安となるため。
		消費者ホットライン接続自治体の拡大		81自治体	28自治体 (23年1月27日現在)	直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やす。					直接接続される窓口を増やすことが、消費者の利便に資すると考えられるため。
7	消費者基本計画 施策番号124番 都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等)を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。	消費者行政ブロック会議の開催		-	6回	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。					会議の開催を開催することで国と地方の情報共有を密にすることができ、連携強化に繋がるため。
		執行専門研修の開催		-	特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修の開催(6月、約100名参加)。結果、都道府県における執行力の強化を図ることができ	更なる研修内容の充実を図る。					研修を開催することにより執行力の強化に繋がるため。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-8)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
8	消費者基本計画 施策番号126番	消費者庁職員による「現場」との意見交換	84回	163回	全国10ブロックの各担当(1名)が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。			情報共有の状況を示す目安となると考えられるため。
	政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。	「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	-	-	消費者行政ブロック会議等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。		震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。
9	消費者基本計画 施策番号129番	消費者団体が実施するシンポジウム等への出席	-	33回	積極的に出席し、意見交換等を行う。			施策の実施状況を示す指標となると考えられるため。
	消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。	地方消費者グループ・フォーラムの開催	-	8回	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。			施策の実施状況を示す指標となると考えられるため。
		「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	-	-	・地方消費者グループフォーラム等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。 ・意見交換・情報共有の場として、「食べて応援しよう！」消費者フォーラムを開催する。	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。		震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。
10	消費者基本計画 施策番号136番	他の行政機関との連携	-	消費者庁から厚生労働省に対し、同省における、労働者等からの相談を受ける窓口(地方労働局等)において、管轄地域における消費生活センター等の連絡先や相談体制の周知及び身近な消費生活相談窓口や国民生活センターを案内している「消費者ホットライン」の周知を文書で依頼。	引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。			他の行政機関との連携状況が、取組状況を示す目安となるため。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (8))

事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額 23年度	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
		21年度*	22年度					
達成 手段	① 地方公共団体等との連携・協働に必要な経費(平成21年度～平成22年度)	-	-	108,006千円	7～10 2～5	地方公共団体担当者等「現場」の関係者へのヒアリング、施策の説明会、要望の把握等、連携・交流を図る。	説明会等については引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	地方公共団体担当者等「現場」の関係者と意見交換等を行い、要望等を把握することにより、より充実した地方消費者行政の支援が可能となる。
	② 地方消費者行政支援の企画立案に必要な経費(平成21年度～平成23年度)	-	-	108,006千円	7～10 2～5	都道府県、市町村の消費者行政を担当する組織、職員配置、予算、事業の動向など、地方消費者行政全体の現況を把握し、今後の地方消費者行政支援の施策の検討に活用する。	引き続き、施策の検討に資する形で実施する。	地方消費者行政の現況を把握することにより、より実情に即した地方消費者行政の支援の施策の企画立案が可能となる。
	③ 消費者ホットラインの運用(平成21年度)	61,944千円 (45,153千円)	179,035千円 (80,046千円)	132,628千円	6,10	「消費者ホットライン」(消費者にとって身近な消費生活相談窓口へ容易にアクセスしやすい環境を整備することを目的として22年1月から共通の電話番号を設けて実施。)の継続利用及び運用を行う。	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。	一元的な消費者生活相談窓口を整備することにより、消費者にとっての相談機会の充実を図る。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-9)

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進	担当部局名	消費者安全課	作成責任者名	消費者安全課長 坂田 進
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策(政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	<p>消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」については、毎週定期的に件数、事故概要等を公表している。</p> <p>事故情報データベースは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備し、平成22年4月から国民の方にはインターネットから同データベースの事故情報を自由に閲覧・検索することができるようにしている。</p> <p>食品と放射性物質に関しては、消費者の目線に立ち、関係省庁、地方自治体、消費者団体等と連携しつつ、消費者へのわかりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努めている。また、リスクコミュニケーションについては、これまで消費者の日常生活における身近な問題をテーマとして行っており、引き続き推進していくこととしている。</p> <p>「医療機関ネットワーク」は、消費者の生命または身体に生ずる被害に関する事故等の概要等の詳細情報を医療機関から収集し、同種事故等の再発防止に活かしていくことを目的しており、平成22年12月に事業を開始している。</p>				
達成すべき目標	<p>生命・身体被害に係る消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信することにより、消費者事故等による被害の発生又は拡大を防止する。</p> <p>食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを一層促進することにより、消費者が正確に理解をし、自ら判断して消費活動を行うことに資する。</p>				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。)施策番号2, 3, 4, 7, 12, 13-2, 13-2-2, 15, 20, 21, 38				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-9)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1	消費者基本計画 施策番号2番 関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一体的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。	事故情報データベースのアクセス件数	0件	168,614件	130,000件	130,000件	130,000件	130,000件	アクセス件数を増加を念頭に置き、提供するコンテンツの改良を図る。
2	消費者基本計画 施策番号3番 消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。	消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。							緊急時における対応に関しては、定量的な測定指標を設定することが困難であるため。
3	消費者基本計画 施策番号4番 消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。	事故情報の報告・公表制度の拡充への取組み	事故情報データベースへの連携機関の拡大など適時に改善を実施。	・消費者安全法、消費生活用製品安全法、隣接制度等による事故情報収集状況の検証・海外制度調査等を実施。 ・事故情報が消費者庁へ幅広く迅速に収集されるように、総務省消防庁及び警察庁へ協力を要請(2月)。 ・消費者安全法及び消費生活用製品安全法に基づき収集された事故情報についての公表方法を改善(製品起因であるかを特定できなくても事業者名公表を積極的に実施等)(9月以降)。	消費者安全法等に基づく事故情報の収集及び当該事故情報の公表の仕組みについて見直しを行う。			事故情報の収集状況等の検証、収集する事故情報の範囲等の拡大については、定量的な測定指標を設定することが困難であるため。	
4	消費者基本計画 施策番号7番 リコール情報を一体的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	リコール情報の周知に関する調査・分析	—	国内外におけるリコール情報の収集・公表等に関する状況及びリコールに基づく回収率向上等の手法について、調査・分析。	リコール情報一元化サイト(平成23年度中構築予定)を管理・運営し、リコール情報の周知の適切に行う。			リコール情報の周知に関しては、定量的な測定指標を設定することが困難であるため。	
5	消費者基本計画 施策番号12番 消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。	医療機関ネットワーク事業への参画医療機関の確保	0機関	13機関	(平成22年度までにおいて所要の参画医療機関数が確保されたことから、参画医療機関数の確保のに向けた取り組みは終了した。)			医療機関ネットワーク始動当時、追跡調査を行うべき事業を一定程度抽出するためには、当該ネットワークに参画する医療機関を増やすことが必要であったため。	
		医療機関ネットワーク事業の追跡調査実施件数 ※ 年間40件程度を維持	—	8件	平成22年度までにおいて所要の参画医療機関数が確保されたことを受け、今後は追跡調査等をはじめとして着実な運用を図っていく。			追跡調査は医療機関ネットワーク事業の主要な目的であり、一定の実施件数を継続的に維持することで、効果を上げることができるため。	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-9)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
測定指標	6 消費者基本計画 施策番号13-2番 消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	(法案検討中のため指標設定不可)	-	-	-	体制整備の後、同調査体制の下で消費者事故等の調査を行う。		-
	7 消費者基本計画 施策番号13-2-2番 「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	(法案検討中のため指標設定不可)	-	-	-	体制整備の後、同調査体制の下で消費者事故等の調査を行う。		-
	8 消費者基本計画 施策番号15番 昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。	(法案検討中のため指標設定不可)	-	-	-	体制整備の後、同調査体制の下で消費者事故等の調査を行う。		-
	9 消費者基本計画 施策番号20番 食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。	現行規定決定以後の取組みの反映、消費者庁設置以降の食品安全推進体制の見直し、緊急時対応の体制整備等を内容とする基本的事項の改訂を着実に実施	-	-	-	・基本的事項に盛り込む事項について関係府省より意見聴取する。 ・基本的事項に盛り込む事項について食品安全委員会及び消費者委員会より意見聴取する。	パブリックコメント実施等の後、改訂を行う。	改訂後、基本的事項を適正に実施する。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (9))

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
10	<p>消費者基本計画 施策番号21番</p> <p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>	<p>リスクコミュニケーションに関連した意見交換会及び啓発資料を用いた講座の開催(食品と放射性物質に関するものを含む、各種学習会等への職員派遣、地方自治体・消費者団体等が主催もしくは共催する取組みへの支援等を含む)</p>	-	<p>・意見交換会開催回数:4回 ・講座開催回数:20回</p>	<p>・意見交換会開催回数:6回(うち3回は食品と放射性物質に関するもの) ・講座開催回数:30回 ・その他各種学習会等への職員派遣、地方自治体・消費者団体等が主催もしくは共催する取組みへの支援等を20回程度実施する。</p>	<p>・意見交換会開催回数:6回 ・講座開催回数:30回</p>	<p>・意見交換会開催回数:6回 ・講座開催回数:30回</p>	<p>・意見交換会開催回数:6回 ・講座開催回数:30回</p>	<p>意見交換会等の回数を重ね、より多くの消費者等に情報提供等を行う必要があるため。</p> <p>放射性物質による食品への影響については、全国的に議論されているため、リスクコミュニケーション等の開催実績が評価に当たった一つの尺度となる。</p>
						<p>リスクコミュニケーションに関連した意見交換会及び啓発資料を用いた講座の開催のうち、食品と放射性物質に関するものについては、平成24年度以降の活動については現段階で未定。</p>			
11	<p>消費者基本計画 施策番号38番</p> <p>製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。</p>	<p>判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報の収集・公表</p>	-	<p>・判例の収集・公表件数:4件 ・訴訟情報の収集・公表件数:3件</p>	<p>(※各訴訟の判決情報等を収集・公表するため、事前の目標について定量的データで表すことは困難であり、現時点は当該情報の収集中)</p>	<p>引き続き、消費者庁と国民生活センター、各PLセンターが連携し、判例及び裁判外紛争解決事例を収集し、公表していく。</p>			<p>制度の企画・立案のため消費者基本計画施策番号38番に基づき、製造物責任法に関連する裁判例等の収集・公表を行っており、収集・公表実績が評価に当たった一つの尺度となるため。</p>
		<p>裁判外紛争解決事例の収集・公表件数</p>		<p>・判例の収集・公表件数:4件 ・訴訟情報の収集・公表件数:3件</p>					

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (9))

達成手段	事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
			21年度*	22年度					
	①	消費者事故の分析・原因究明を行うための経費(平成21年度)	(13,951千円)	152,754千円 (63,844千円)	103,120千円	5	収集した消費者事故情報を踏まえ、専門機関等への委託や職員による調査等により分析・原因究明を行う。	試験研究機関、検査機関等に分析を委嘱。	委嘱等により、再発防止策の迅速な実施に活かせると考えている。
	②	重大事故受付対応の安全評価・監視関連(平成22年度)	(12,936千円)	39,195千円 (27,268千円)	41,658千円	6	関係機関から受け付けた事故情報に関する安全評価・監視のために、有識者から成る会議(事故情報分析タスクフォース等)を開催するほか、事故調査機関の在り方について有識者からなる「事故調査機関の在り方に関する検討会」による検討を行う。	事故調査機関の在り方に関する検討会の開催。	事故調査機関の在り方に関する検討会の開催により、体制整備に向けて十分な検討がなされるものと考えている。
	③	事故情報分析・調査等に資する情報収集(平成22年度)	(0千円)	75,024千円 (9,967千円)	129,357千円	1	事故分析・原因究明に用いるため、あるいは消費者への事故情報提供のため、消費者事故情報を一元的に集約する体制を整備する。	事故情報データベースを用いた消費者事故情報の集約。	アクセス件数を増加を念頭に置き、提供するコンテンツの改良を図る。
	④	消費者安全啓発、リスクコミュニケーションについて全国的周知活動展開(平成22年度)	(352,160千円)	23,919千円 (11,183千円)	20,177千円	10	消費者の立場に立った情報発信や意見交換会を実施し、リスクに対する啓発を行う。	リスクコミュニケーション等の開催。	リスクコミュニケーション等の開催により、消費者が自らリスクについて考え、主体的に行動することに資する。
	⑤	所管法律の執行のための経費(平成21年度)	(5,137千円)	160,403千円 (31,845千円)	39,134千円	3	消費者安全法に基づく事故情報通知義務等に関して都道府県及び政令指定都市に対する業務説明や意見交換を行うとともに、所管各法に基づく立入検査を実施する。立入検査で得られた情報は、集約・分析を行う。	消費者安全法等説明会の開催。	消費者安全法等説明会の開催により、消費者安全法に基づく事故情報通知義務等に関してより一層周知がなされるものと考えている。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-(10))

施策名	消費者取引対策の推進	担当部局名	取引対策課	作成責任者名	取引対策課長 畑野 浩朗
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策(政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	<p>①特定商取引法の厳正な執行 消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分(業務停止命令・指示)などを厳正に行う。また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ(以下「ISP」という。)や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。</p> <p>②都道府県の法執行の強化 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」(平成22年2月 消費者庁)に基づき、地方公共団体からの行政実務研修員の積極的な受入れ・都道府県の執行担当者を対象とした研修の充実などによる人材育成や、法解釈などの情報の「ネットワーク」の強化といった国と都道府県の連携強化に必要な支援・協力を行う。</p> <p>③割賦販売法、貸金業法、宅建業法、旅行業法(以下「4業法」という。)により主務大臣が行う行政処分への対応 4業法に基づき主務大臣が行政処分を行う際の協議などに的確に対応する。</p> <p>④特定電子メール法の厳正な執行 特定電子メール法に基づく表示等に関する規制・制度を運用する。</p>				
達成すべき目標	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行うこと等により、消費者保護を十分に確保する。 国とともに特定商取引法の執行を担う都道府県について、より一層の体制強化を図る。 4業法により主務大臣が行う行政処分について、協議、意見陳述等を通じ、消費者保護を十分に確保する。 このほか、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。</p>				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。) 施策番号 41, 41-2, 44, 44-2, 53, 154				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-10)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
				21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	消費者基本計画 施策番号41番 高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、改正特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	特定商取引法の厳正な執行	処 分 件 数	48件	53件	引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、消費者保護を十分に確保するため、経済産業局と密接に連携しつつ、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行う。			特定商取引法の執行において公表している指標としては処分件数を採用。 (平成22年度政策評価書にも記載。)
2	消費者基本計画 施策番号41-2番 通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。	電子商取引モニタリング	迷惑メール調査件数	193,565件	240,217件	引き続き、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダー(以下「ISP」という。)や金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促す。			平成22年度政策評価書にも記載。
インターネット等調査件数	13,565件		10,402件						
ISP通報件数	20,848件		37,686件						
金融庁への情報提供件数	35件		21件						
3	消費者基本計画 施策番号44番 マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得ます。	省令・通達改正で可能な措置の検討		-	-	省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討し、結論を得て、措置を講じる。 法的措置については平成23年度中に検討し結論を得る。	-	「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)	
4	消費者基本計画 施策番号44-2番 ①貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ②その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	「貴金属等の訪問買取に関する研究会」における検討		-	-	法的措置については平成23年度中に検討し結論を得る。	-	「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)	
5	消費者基本計画 施策番号53番 賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。	(法案審議中のため指標設定不可)		-	-	法案の成立・施行後、同法を厳正に運用する。 (本法案は、平成23年12月9日に閉会した第179回国会において廃案となった)	-	-	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-10)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由	
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度		26年度
6	消費者基本計画 施策番号154番 ①「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 ②「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。	特定電子メール法の施行状況の検討	-	「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」において、今後の迷惑メール対策として必要な措置について検討を実施(3月中に提言(案)を取りまとめる予定だったが、東日本大震災のため、WGの開催を延期)。	「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」(平成22年9月以降開催)における提言の検討の結果を踏まえ、平成23年度中に、所要の措置を講じる。				平成22年度政策評価書にも記載。
		特定電子メール法行政処分	6件	7件	特定電子メール法を厳正に運用する。				平成22年度政策評価書にも記載。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-10)

事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
		21年度*	22年度	23年度				
達成 手段	① 電子商取引モニタリング等事業 (平成21年度)	158百万円 (113百万円)	227百万円 (178百万円)	170百万円	2	<p>・消費者からあらかじめの承諾や請求を行っていないにもかかわらず送信されてくる電子メール広告(いわゆる「迷惑メール」)の情報提供を受け付けるとともに、調査業務専用のパソコン、携帯電話を用意し収集した迷惑メール及び電子メール広告について、特商法の表示義務違反等の遵守状況について調査・分析を行う。特商法に違反していると判断されるものについては消費者庁から①ISPに通知を行い契約約款等に基づき利用停止措置等の依頼、②金融庁に対して違反事業者の金融機関の口座情報を提供、③違反事業者に対して警告メールの送付、④消費者庁における行政処分といった措置を講じる。</p> <p>・また、対面制の不存在等から消費者トラブルが生じやすいインターネット通信販売、テレビ通信販売、インターネットオークションについて事業者が特商法を遵守しているかについて調査・分析を行う。</p>	通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促す。	通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促す。
	② 特定商取引適正化事業 (平成21年度)	16百万円 (10百万円)	16百万円 (11百万円)	14百万円	1	<p>・委託先が「申出制度の相談・広報窓口」を設置し、「消費生活専門相談員」又は「消費生活アドバイザー」の資格を有しており、実際に消費生活相談に従事した経験のある人材が申出を行おうとする者に対して制度説明や申出を行うに当たって必要な事項等について助言、指導を行う。</p> <p>・また、特定商取引法違反事業者の端緒情報を収集する上で必要不可欠な申出制度のより効果的な運用を図る観点から、申出制度について解説したパンフレットを作成し、都道府県の消費者行政担当課や全国各地の消費生活センター等へ配布し申出制度の広報を図る。</p>	特定商取引法では、何人も取引の公正及び購入者等の利益が害される恐れがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる「申出制度」を措置しているところ、申出を行おうとする者等に対して必要な助言を行うとともに、申出制度の広報を行う。	申出制度の広報を行うことにより、より多くの消費者に申出制度を利用してもらうことで、消費者被害の実態情報を収集し、特定商取引法の厳正な執行に寄与する。
	③ 特定商取引法の執行 (平成21年度)	48百万円 (24百万円)	90百万円 (71百万円)	159百万円	1	<p>消費者トラブルの実態を踏まえ、法執行専門職員等も活用しつつ、特定商取引法に基づき被害の端緒情報の把握・消費者への聴取・立入検査などを行い、悪質事業者に対する行政処分(業務停止命令・指示)を厳正に行う。</p>	訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、消費者保護を十分に確保するため、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行う。	訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、消費者保護を十分に確保するため、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行う。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23- (11))

施策名	消費者表示対策の推進		担当部局名	表示対策課	作成責任者名	表示対策課長 片桐 一幸
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策(政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月	
施策の概要	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、</p> <p>① 不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景品表示法」という。)を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。 また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。</p> <p>② 住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準の普及・啓発を図る。</p> <p>③ 家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。 また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。</p>					
達成すべき目標	<p>①景品表示法違反行為を行う事業者に対し行政処分を行うなど法を適切に運用することや、同法を遵守するよう普及・啓発を行うこと、また、公正競争規約の活用が行われるよう運用団体を支援することなどにより、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する行為を排除し、消費者の利益を保護する。</p> <p>②住宅性能表示制度を普及・啓発することで、消費者における同制度の認知度を高めるとともに同制度の利用を促し、住宅の購入や立て替えを行う際の消費者の利益を保護する。</p> <p>③家庭用品の品質表示について、事業者に対し表示の改善を指示するなど法を適切に運用することや、規程等を社会のニーズに応じて改正することにより、消費者の身近にある家庭用品の品質表示を適正化し、家庭用品を購入・利用する消費者の利益を保護する。</p>					
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。) 施策番号 80, 81, 82, 103, 131					

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-11)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
				21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	消費者基本計画 施策番号80番 景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。	景品表示法の厳正な執行	処分件数	12件※	20件	引き続き、景品表示法を厳正に運用する。			景品表示法の執行において公表している指標としては処分件数を採用。(平成22年度政策評価書にも記載。)
2	消費者基本計画 施策番号81番 住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。	ホームページの活用・住宅性能表示制度パンフレットの配布		消費者庁ホームページに住宅性能表示に関するパンフレット等を掲載。	消費者庁ホームページへの住宅性能表示に関するパンフレット等の掲載に加え、消費者団体及び消費生活センターにパンフレットを配布。	引き続き、住宅性能表示制度の普及を推進する。			普及の具体的な内容を記載。
3	消費者基本計画 施策番号82番 家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。	家庭用品品質表示法の規制等の適宜見直し		・繊維製品品質表示規程(繊維全般)の改正。 ・雑貨工業品品質表示規程(魔法瓶、革手袋、革衣料、なべ、湯沸かし)の改正。 ・電気機械器具品質表示規程(テレビジョン受信機)の改正。	—	引き続き、家庭用品品質表示法の規制等の見直しを適宜行う。			規制等の見直し状況を記載。
4	消費者基本計画 施策番号103番 景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します。	景品表示法説明会への講師派遣	講師派遣件数	93回※	92回	引き続き、景品表示法の説明会への講師派遣をするなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。			平成22年度政策評価書にも記載。
5	消費者基本計画 施策番号131番 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約(景品表示法第11条に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。	公正取引協議会の活動への講師派遣	講師派遣件数	19回※	29回	引き続き、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう、関連団体等を支援する。			平成22年度政策評価書にも記載。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-11)

達成手段	事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
			21年度*	22年度					
達成手段	①	消費者表示の適正化推進 (平成21年度)	61百万円 (33百万円)	53百万円 (37百万円)	68百万円	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	<ul style="list-style-type: none"> 公正競争規約の運用支援等 関係機関との連絡の緊密化 告示・ガイドライン等の制定・改廃 電子商取引表示監視システム 住宅性能表示基準や家庭用品品質表示法の普及・啓発等 	事業者等による法令遵守を進めるための取組みの支援や都道府県等関係機関との連携強化等を行うことで、消費者に対する表示の適正化を推進する。	公正競争規約の運用を支援すること等によって、事業者が自主的に表示の適正化に取り組み、結果、消費者表示の適正化が図られる。
	②	景品表示法違反事件調査 (平成21年度)	19百万円 (6百万円)	23百万円 (12百万円)	59百万円	1	<ul style="list-style-type: none"> 違反事件端緒関係…違反情報を収集・蓄積し、調査する事件を発掘する。 違反事件処理関係…違反事件端緒関係で発掘した事件を調査し、景品表示法に抵触する事案について、適切な措置を採る。 	景品表示法違反に対し、行政処分を行う等、厳正な措置を採る。	景品表示法違反に対し、厳正に対処することで、不当な表示が排除され、消費者表示の適正化が図られる。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-(12))

施策名	食品表示対策の推進	担当部局名	食品表示課	作成責任者名	食品表示課長 増田 直弘
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策(政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	食品表示の適正化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」という。)、食品衛生法、健康増進法等に基づく食品の表示基準を的確に企画及び運用するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処する。				
達成すべき目標	食品表示に関し、食品の安全に関する情報や消費者が自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資する情報の提供を推進するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処することにより、消費者利益の擁護と増進を図る。				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。) 施策番号69, 70, 71, 73, 74, 75, 76, 77, 79 ○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 米穀等以外の飲料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示の在り方について検討を進めるとともに、加工食品における原料原産地表示の義務づけを着実に拡大する。				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-12)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	消費者基本計画 施策番号69番 食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。	・食品表示一元化検討会の運営状況 ・法案提出等に向けた準備状況	-	・「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」の設置(4月)。 ・健康食品の表示に関する検討、栄養表示の義務化に向けた検討、加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大等、早急な対応を要する課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じた。	事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成24年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組を進める。	食品表示に関する一元的な法案の提出を目指す。	-	平成24年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組を進めているため。
2	消費者基本計画 施策番号70番 食料・農業・農村基本計画 加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。	加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大に係る検討	原料原産地表示に関する意見交換会の実施。	原料原産地表示の義務対象品目の追加(「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」)(3月)。	内閣府消費者委員会の審議結果も参考にし、表示の義務付けの拡大について検討する。	引き続き検討する。	平成22年度政策評価書にも記載。	
3	消費者基本計画 施策番号71番 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。	米穀事業者、一般消費者に対する周知状況の把握	-	・米トレサ法に対応するための相談体制の確立。 ・7月の施行に伴う機構定員の要求。	一般消費者に対する制度の周知状況の把握を行う。	制度の普及・啓発を行うとともに、効果的な執行を着実に実施する。	平成23年7月より、施行されたため。	
4	消費者基本計画 施策番号73番 トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。	栄養表示の義務化に向けた課題の検討状況	・トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議を開催(3回開催)。 ・「トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組について」を公表(3月)。	・トランス脂肪酸のファクトシートの作成・公表(9月)。 ・「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」の取りまとめ及び公表(2月)。 ・栄養成分表示検討会の開催3回	・平成23年夏頃を目途に栄養成分表示検討会の報告書を取りまとめる。 ・報告書を受け、課題を検討する。	引き続き検討する。	栄養成分表示検討会報告書(平成23年8月27日公表)	
5	消費者基本計画 施策番号74番 食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度改善等について検討を行います。	食品の期限表示についての周知等	-	・食品の期限表示に関する意見募集結果の公表(7月)。 ・「食品の期限表示に関する意見交換会」の実施(9月)。	平成22年度の検討結果を踏まえ、制度の改善を実施する。	制度改善の周知を図る。	平成22年度政策評価書にも記載。	
6	消費者基本計画 施策番号75番 遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。	海外の制度を踏まえた表示の検討状況	-	諸外国の制度や我が国の流通実態等の調査。	・遺伝子組換えパパイアの表示基準を策定する。 ・添加物フルジオキシニルの表示基準を策定する。	遺伝子組換え食品における安全審査や食品添加物の規格・基準に合わせ、必要な改正を行う。	平成22年度の施策を踏まえ記載。	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-12)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
7	消費者基本計画 施策番号76番 「健康食品の表示に関する検討会」において、 ①特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、②健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。	・特定保健用食品の広告を含む表示の検討状況 ・健康食品の虚偽・誇大表示への対処状況	・エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議の開催(10月)。 ・「食品SOS対応プロジェクト-エコナを例にして-」の報告書の取りまとめ及び公表(10月)。 ・「健康食品の表示に関する検討会」の開催(7回)。	「健康食品の表示に関する検討会」の開催4回、論点整理の取りまとめ(7月)及び内閣府消費者委員会への報告(8月)。	・保健の機能を適切に伝える表示・広告方法を検討する。 ・虚偽・誇大広告等への監視を強化する。	「『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」に基づき、消費者庁における取組を進める。		「『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」に基づき記載。
		インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視	1回 要請547件	3回 要請430件	引き続き、効果的な監視を着実に実施する。		平成22年度政策評価書にも記載。	
8	消費者基本計画 施策番号77番 健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。	消費者への保健機能食品制度等の周知等の実施状況	-	-	保健機能食品制度等のパンフレットを作成する。	正確な情報を消費者に適切に提供する取組を実施する。		消費者への普及・啓発の取組が、正確な情報を提供に資すると考えられるため。
9	消費者基本計画 施策番号79番 食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。	厳正な執行の検討	・第4回食品表示連絡会議の開催(9月)	・第5回食品表示連絡会議の開催(5月)。 ・JAS法に基づく指示・公表の運用改善(12月)。 ・JAS法に基づく行政指導実績の公表(12月:22年上半期)。 ・JAS法に基づく指示:1件	引き続き、効果的な執行を着実に実施する。		平成22年度政策評価書にも記載。	
		疑義情報の処理	88件	156件	引き続き、効果的な執行を着実に実施する。		平成22年度政策評価書にも記載。	
		食品表示制度の弾力的運用	-	・震災地域で販売する場合や、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包装・ラベル等の変更が一時的に追いつかない場合等に、JAS法・食品衛生法に基づく表示基準の弾力的運用。 ・容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)について、外国語表記のみやラベルがない商品などであっても、店頭掲示等で代用することで販売・流通を一時的に容認。	状況に応じ、引き続き、適切な対応を実施する。		食料の円滑な共有のため。	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-12)

事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関 連 指 標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
		21年度*	22年度	23年度				
①	食品の表示基準の企画立案のための経費 (平成21年度)	135,461千円 (7,480千円)	66,828千円 (8,212千円)	57,578千円	1 5 9	JAS法、食品衛生法、健康増進法に関連する表示基準の企画・運用するため、有識者による表示基準検討会等を行う。	JAS法、食品衛生法、健康増進法等に関連する表示基準の統一的な企画・運用をする。	法整備による一元化
②	所管法令の執行のための経費 (平成21年度)	17,567千円 (843千円)	10,775千円 (1,123千円)	25,051千円	7 ・ 9	表示基準違反に対して、専門職員の活用等による効果的な執行に留意しつつ、厳正に対処する。	JAS法、食品衛生法及び健康増進法の違反行為に対して、厳正に対処することにより、消費者利益の擁護と増進を図る。	効果的な執行の検討、厳正な執行
③	諸外国との意見交換等のための経費 (平成21年度)	0千円 (1,201千円)	4,549千円 (4,594千円)	6,894千円	1 5 9	食品表示分野において国際規格とされているコーデックス規格と我が国の食品表示制度との整合を図るために、コーデックス委員会食品表示部会及び同栄養・特殊用途食品部会に出席し、諸外国等と意見交換を行う。	国際規格とされているコーデックス規格と我が国の食品表示制度との整合を図る。	国際規格との整合性
④	食品の機能性評価モデル事業 (平成23年度)	-	-	69,909千円	7	学者・技術者等からなる評価パネルを設置し、①学術論文、研究機関等からのデータ収集、②諸外国の制度の実態把握等を行い、③必要に応じて疫学調査等も実施するなどして、最新の科学的知見を踏まえた機能性の評価を行う。	新たな成分に係る食品の機能性の表示についての可能性について検討する。	食品の機能性表示の研究
⑤	食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた消費者の意向等調査 (平成23年度)	-	-	40,454千円	1 5 9	食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて、新たな食品表示制度の導入に伴う食品事業者のコスト分析や消費者ニーズを踏まえた表示事項や表示方法の検討等を実施する。	食品事業者のコスト分析や消費者ニーズを踏まえた表示事項等を把握する。	消費者、事業者等の表示に関する実態把握
⑥	表示基準実態把握調査 (平成21年度)	80,967千円 (5,003千円)	10,775千円 (78,434千円)	25,051千円	1 5 9	食品の表示基準の企画立案を行うため、また、効果的な執行を行うため、JAS法、食品衛生法、健康増進法に基づく食品表示制度に関する実態把握調査を行う。	JAS法、食品衛生法及び健康増進法等に基づく食品の表示基準の企画立案、また効果的な執行を行うための実態把握を行う。	企画・立案等のための実態把握
⑦	製造所固有記号DB入力 (平成21年度)	-	1,366千円 (1,201千円)	1,454千円	1	消費者庁へ全国から毎月5千件程度の届出のあるデータ化された製造所固有記号の申請書を、請負事業者が電子記録データに登録し、データ化する。データ化された製造所固有記号は、消費者庁食品表示課においてデータベースに登録する。(食中毒事案などが発生すれば、速やかに製造所を特定する必要があり、万が一、事故が生じた場合、製造所固有記号は、その責任の所在の追及あるいは製品回収等の行政措置を迅速かつ確に行うための手がかりとなる。)	製造所固有記号は「製造者名」及び「製造所所在地」の表示に代えて記載するものであり、食中毒事故等が発生した際に、保健所等の関係部署が製造者を特定し、原因究明を迅速に図れるようにするため、事業者からの届出情報をデータ化し、製造所固有記号データベースに登録する。	製造所固有記号のデータベース化
⑧	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視 (平成23年度)	-	-	4,989千円	7	健康増進法第32条の2に違反するおそれのある文言等を含む表示をしていた事業者及びショッピングモール運営事業者に改善要請を行う。	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を行う。	虚偽・誇大な表示・広告規制の効果的な執行

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-参考)

施策名	(参考)消費者政策の推進に関する東日本大震災への対応	担当部局名	総務課	作成責任者名	総務課長 山崎 俊巳
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成24年8月
施策の概要	<p>①消費者庁ホームページや「食品と放射能Q&A」を活用しながら情報提供を行う。 ②専門家を交えた意見交換会などリスクコミュニケーションを地方自治体、消費者団体と連携しつつ進める。 ③食品のモニタリング検査等に、「地方消費者行政活性化基金」の活用を推奨するとともに、岩手、宮城、福島、茨城の被災四県については、更なる支援を図る。 ④国民生活センターによる放射線検査機器の貸与や必要な研修等により、地方自治体が進める食品等に対する安全・安心に向けた取組を支援し、連携をとる。 ⑤地方自治体の窓口へ弁護士・司法書士・建築士等の専門家を派遣するとともに、震災に便乗した悪質商法等に対して、厳正に対処する。</p>				
達成すべき目標	<p>消費者に食品と放射能の問題を正確に理解してもらい消費者の不安を取り除くとともに、震災からの生活再建相談に関する専門家派遣や震災に便乗した悪質商法等に対する厳正な対処などを通じて、消費生活の安全・安心を確保する。</p>				
施策に関する内閣の重要政策 (目標設定の考え方・根拠)	<p>○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定。) 施策番号 5, 6, 21, 79, 109, 121, 126, 129</p>				

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-参考)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	消費者基本計画 施策番号5番 高齢者被害、出資トラブルなどこれからの日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。	震災に便乗した悪質商法や詐欺への注意喚起	-	-	震災に便乗した悪質商法や詐欺等の発生動向を常時的確に把握し、注意喚起を適時適切に行う。			震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。
	消費者基本計画 施策番号6番 PIO-NET等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。	被災地域から寄せられた相談の概況をホームページで発信	-	-	被災地域から寄せられた相談の概況をとりまとめ、ホームページを通じて消費者への情報提供に努める。			震災への対応状況をはかる上で適切な指標であると考えられるため。
2	消費者基本計画 施策番号21番 関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。	「食品と放射能」の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施	-	・食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報を消費者庁のホームページで発信。	引き続き、「食品と放射能Q&A」の配布等、食品と放射能の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施する。			平成22年度政策評価書にも記載。
		リスクコミュニケーションに関連した意見交換会及び啓発資料を用いた講座の開催(食品と放射性物質に関するものを含む、各種学習会等への職員派遣、地方自治体・消費者団体等が主催もしくは共催する取組みへの支援等を含む)	-	・意見交換会開催回数:4回 ・講座開催回数:20回	・意見交換会開催回数:6回(うち3回は食品と放射性物質にかんするもの) ・講座開催回数:30回 ・その他各種学習会等への職員派遣、地方自治体・消費者団体等が主催もしくは共催する取組みへの支援等を20回程度実施。	・意見交換会開催回数:6回 ・講座開催回数:30回	・意見交換会開催回数:6回 ・講座開催回数:30回	・意見交換会開催回数:6回 ・講座開催回数:30回
3	消費者基本計画 施策番号79番 食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。	食品表示制度の弾力的運用	-	・震災地域で販売する場合や、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包装・ラベル等の変更が一時的に追いつかない場合等に、JAS法・食品衛生法に基づく表示基準の弾力的運用。 ・容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)について、外国語表記のみやラベルがない商品などであっても、店頭掲示等で代用することで販売・流通を一時的に容認。	状況に応じ、引き続き、適切な対応を実施。			食料の円滑な共有のため。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-参考)

指標番号	消費者基本計画該当施策等	測定指標	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由
			21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
4	消費者基本計画 施策番号109番 消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	-	-	地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。			被災した地方自治体の消費者行政を支援することが重要であるため。
5	消費者基本計画 施策番号121番 「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費者相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効率的な活用策についても具体的な検討を行います。	「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	-	-	・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。 ・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、(独)国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与を実施する。 ・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応(復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等)により、被災4県(福島・宮城・岩手・茨城)では基金の取崩し額に不足が見込まれるため、平成24年度予算において増額要求する。	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。			被災した地方自治体の消費者行政を支援することが重要であるため。
6	消費者基本計画 施策番号126番 政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。	「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	-	-	消費者行政ブロック会議等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。			被災した地方自治体の消費者行政を支援することが重要であるため。
7	消費者基本計画 施策番号129番 消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。	「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	-	-	・地方消費者グループフォーラム等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。 ・意見交換・情報共有の場として、「食べて応援しよう!」消費者フォーラムを開催する。	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。			被災した地方自治体の消費者行政を支援することが重要であるため。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)(ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。)

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁23-参考)

事業番号	予算事業 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	関連 指標	予算事業の概要	予算事業の目標 (23年度)	施策の達成すべき目標・測定指標 への寄与の内容
		21年度*	22年度	23年度				
①	財産分野の情報の調査・分析 (平成22年度)	40,827千円 (861千円)	7,237千円 (889千円)	9,902千円	1	財産被害に係る消費者事故等について、消費生活相談員等を構成員とした情報検討ネットワークによる会議を地域ブロック別に開催するとともに、電子掲示板を通して適宜情報交換等を行う。	情報検討ネットワークによる会議等を通じた情報交換等の実施。	左記事業の実施により、財産分野の消費者事故等の情報に関する適切な分析及び情報提供のあり方について検討が深まることから、施策の推進に資する。
②	消費者情報の分析・発信 (平成22年度)	38,699千円 (7,588千円)	143,315千円 (55,539千円)	70,273千円	1	・消費者安全法第12条第2項に基づき通知された消費者事故等に関する情報を分析し、取りまとめた結果を関係機関に提供するとともに、消費者委員会及び国会へ報告する。 ・財産分野における重大事故等のあり方に関して、地方消費者行政担当者や現場の消費生活センター相談員等との意見交換を行う。	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」の公表。	左記事業の実施により、消費者事故等の情報に関する適切な分析及び情報提供のあり方について検討が深まることから、施策の推進に資する。
③	地方公共団体等との連携・協働に必要な経費(平成21年度～平成22年度)	-	-	108,006千円	4～7	地方公共団体担当者等「現場」の関係者へのヒアリング、施策の説明会、要望の把握等、連携・交流を図る。	説明会等については引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	地方公共団体担当者等「現場」の関係者と意見交換等を行い、要望等を把握することにより、より充実した地方消費者行政の支援が可能となる。
④	地方消費者行政支援の企画立案に必要な経費(平成21年度～平成23年度)	-	-	108,006千円	4～7	都道府県、市町村の消費者行政を担当する組織、職員配置、予算、事業の動向など、地方消費者行政全体の現況を把握し、今後の地方消費者行政支援の施策の検討に活用する。	引き続き、施策の検討に資する形で実施する。	地方消費者行政の現況を把握することにより、より実情に即した地方消費者行政の支援の施策の企画・立案が可能となる。
⑤	消費者安全啓発、リスクコミュニケーションについて全国的周知活動展開(平成22年度)	(352,160千円)	23,919千円 (11,183千円)	20,177千円	2	消費者の立場に立った情報発信や意見交換会を実施し、リスクに対する啓発を行う。	リスクコミュニケーション等開催実績:6回	リスクコミュニケーション等の開催実績については6回を見込んでおり、これにより、消費者が自らリスクについて考え、主体的に行動することに資する。

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

“集中育成・強化期間”後の地方消費者行政の充実・強化に向けた取組の検討状況について

平成 23 年 10 月 13 日

消費者庁

1. 現状分析及びこれまでの各種支援措置の効果の分析

(これまでの取組の分析)

- 地方消費者行政の現状分析を行うとともに、「地方消費者行政活性化基金」(以下「活性化基金」)、「住民生活に光をそそぐ交付金」(以下「光交付金」)等の取組の効果等についての分析を行う(平成 23 年夏～秋)。

2. 消費者行政の充実に向けた体制整備の促進の取組

(「指針」の作成)

- 人口規模別の市町村の消費生活相談等の対応、広域連携の取組、庁内の各部署との連携の取組、地域の多様な主体の「参加」と「連携」の取組、消費生活相談員の処遇改善の取組等について、詳細な事例集とこれを基にした「地方への提言」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針(仮称)」を作成(平成 23 年冬～24 年春)。

(PIO-NET 刷新)

- PIO-NET について、相談員の入力負担の軽減、情報分析機能の向上など抜本的な刷新に取り組む(平成 23 年夏～)。
- 検討に当たっては、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員など関係者を交えて実務的な意見交換を行う(平成 23 年秋～24 年春)。

3. 消費生活相談員の処遇改善の促進の取組

(相談員資格の法制化)

- 消費生活相談員の役割・任務、求められる知識・能力を法令で明確化するとともに、これを担保するための資格・試験を法的に位置付ける。これにより、自治体において専門職として適切に評価

されるよう促す。

- 検討に当たっては、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員などを交えて実務的な意見交換を行い、相談員に求められる知識・能力、その評価の在り方を検討する（平成 23 年秋～）。
- 検討結果を踏まえ、平成 25 年の通常国会に消費者安全法の一部改正案を提出（平成 25 年春）。

4. 都道府県の法執行強化に向けた取組

（地方における法執行体制の強化）

- 特定商取引法及び景品等表示法の執行ノウハウを有する人材の育成のため、都道府県の法執行担当者を対象とした執行初任者研修（平成 23 年 6 月）、法執行専門研修を実施（平成 23 年 9 月）。
- 景品表示法分野における執行関連情報の共有を図るネットワークを構築する（平成 24 年～運用開始）。特定商取引法については、特商法・割販法執行 N E T を通じた執行や解釈事例の情報共有を実施する。
- 特定商取引法の処分実績の少ない県に対し、経済産業局が立入検査に立ち会うなどにより、都道府県担当者に法執行ノウハウを伝授。
- 特定商取引法違反により、一つの都道府県で処分された後、別の都道府県で営業を行い、同様の違法行為を繰り返す事業者に対しては、国（消費者庁及び各経済産業局等）が責任をもって法に基づき厳正な対応を図る。
- 都道府県における景品表示法の執行権限の強化を検討するにあたり、都道府県における課題について聴取する（平成 23 年秋～）。
- 公正取引委員会において景品表示法業務拡大の方針が示され、情報提供受付の積極化、事業者からの相談への対応等が実施されているところ、引き続き、連携・協力を進めていく。

5. 消費者行政充実のための財源確保の取組

（自治体の裁量で消費者行政も含め自由に活用できる財源確保）

- 持続的な消費者行政の充実に向けて、「活性化基金」終了後の財源

確保が課題。

- この点については、地域のことは住民主体で地域が決める「地域主権改革」の趣旨を踏まえ、自治体が消費者行政も含め自らの裁量で活用可能な財源の確保を図ることが重要。
- 今後、導入が検討される経常的経費に係る「一括交付金」の消費者行政への活用や「地方交付税措置」の充実を図っていくことが必要。

（「地域主権改革」の実現に向けた過渡期の対応）

- 同時に、これまで光が十分に当てられなかった分野の取組強化を促進しつつ、1つの分野に限定することなく、自治体の裁量により複数の分野への活用を選択できる「光交付金」の趣旨は、改革の実現に向けた過渡期の対応として大きな意義がある。
- このため、「光交付金」の後継となるような支援制度の創設を政府部内で働きかけることを検討。
- また、原発事故による食品と放射能の問題をきっかけに、食の安全・安心の確保に対する消費者の関心が高まっている。現状では、「一括交付金」にソフト事業は含まれていないことから、地域における食の安全・安心に関する取組や、多様な主体による消費者問題への取組を支援するため新たに「食の安全・安心のための地域消費者活動支援交付金」を創設する。

（被災4県に対する「地方消費者行政活性化基金」の増額）

- 各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応（復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等）により、被災4県（福島・宮城・岩手・茨城）では基金の取崩し額に不足が見込まれるため、増額措置を行う。

以上